

○深谷市における私道等の寄附受入れに関する要綱

改正

平成19年 3 月14日告示第60号

平成22年12月 1 日告示第279号

平成30年 8 月31日告示第234号

令和 4 年 3 月30日告示第109号

深谷市における私道等の寄附受入れに関する要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、本市における私道等の寄附に係る受入基準及び手続を定め、当該道路周辺住民の生活環境の向上を図り、また一般交通の安全性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「私道等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 開発道路 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により築造された道路をいう。
- (2) 位置指定道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号又は埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年埼玉県条例第37号)第56条の3第1項第5号の規定により築造された道路をいう。
- (3) 建築後退線部分 建築基準法第42条第2項の規定により道路に供する民有地をいう。
- (4) その他の道路 道路法(昭和27年法律第180号)による道路以外の道路で、建築基準法第42条第1項第3号又は埼玉県建築基準法施行条例第56条の3第1項第3号に規定する道路をいう。
- (5) 道路の隅切り部分 道路が平面交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の角を道路の一部として供するもの

(寄附受入基準)

第 3 条 寄附を受け入れる私道等は、前条に定めるものとし、その受入基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発道路の受入基準

ア 都市計画法第29条の開発行為の許可を受け、道路が築造されたもの

イ 寄附を受け入れる用地は、所有権が寄附申出者に帰属しており、かつ、抵当権等所有権以外の権利が設定されていないもの

ウ 寄附を受け入れる用地に接する利害関係人の同意があるもの

(2) 位置指定道路の受入基準

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4の規定に基づく道路の基準に準拠し、道路が築造されたもの

イ 寄附を受け入れる用地は、所有権が寄附申出者に帰属しており、かつ、抵当権等所有権以外の権利が設定されていないもの

ウ 寄附を受け入れる用地は、境界石等で道路境界が明確であり、登記事項上分筆されているもの

エ 寄附を受け入れる用地に接する利害関係人の同意があるもの

オ 寄附を受け入れる用地に、建築物、工作物、樹木等の障害物が存しないもの

(3) 建築後退線部分の受入基準

ア 建築基準法第42条第2項の規定の基準に準拠しているもの

イ 寄附を受け入れる用地は、所有権が寄附申出者に帰属しており、かつ、抵当権等所有権以外の権利が設定されていないもの

ウ 寄附を受け入れる用地は、境界石等で道路境界が明確であるもの

エ 寄附を受け入れる用地に、建築物、工作物、樹木等の障害物が存しないもの。また、既存道路とおおむね同じ高さであり、道路用地として管理に支障がない状態であるもの。ただし、特に市長が認めたものについては、この限りでない。

オ 寄附を受け入れる用地に接する利害関係人の同意があるもの

(4) その他の道路の受入基準

ア 寄附を受け入れる用地に接する利害関係人の同意があるもの

イ 寄附を受け入れる用地は、所有権が寄附申出者に帰属しており、かつ、抵当権等所有権以外の権利が設定されていないもの

ウ 寄附を受け入れる用地は、境界石等で道路境界が明確であるもの

エ 寄附を受け入れる用地に、建築物、工作物、樹木等の障害物が存しないもの

(5) 道路の隅切り部分の受入基準は、次のとおりとする。

ア 寄附を受け入れる用地は、所有権が寄附申出者に帰属しており、かつ、抵当権等所有権以外の権利の設定がないもの

イ 寄附を受け入れる用地に、建築物、工作物、樹木等の障害物が存しないもの。また、既存道路とおおむね同じ高さであり、道路用地として管理に支障がない状態であるもの。ただし、

特に市長が認めたものについては、この限りでない。

(境界の表示)

第4条 境界の確認に当たっては、隣接所有者及び当該土地の所有者との境界に異議のない旨の官民境界承諾書を添付するものとする。

(事前協議)

第5条 寄附申出の事前協議は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 道路寄附事前協議書(様式第1号)
- (2) 位置図
- (3) 公図の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(寄附申出)

第6条 寄附の申出は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 寄附申出書(様式第2号)
- (2) 承諾書(様式第3号)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 資格証明書(法人の場合)
- (5) 道路附属物及び占用物件表示図
- (6) 官民境界承諾書(様式第4号)
- (7) 登記原因証明情報兼承諾書(様式第5号)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

2 寄附に伴う占用物件等(寄附用地内に存する電柱又は排水管等地下埋設物をいう。)については、寄附申出と同時に道路占用手続を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 建築後退線部分及び道路の隅切り部分の分筆に必要な測量及び地積測量図等の作成は、市が行うことができるものとする。

2 その他寄附申出に伴う費用は、申出者の負担とする。

(登記手続)

第8条 私道等の寄附受入に関する分筆登記、所有権移転登記及び所有権登記名義人表示変更登記手続は、市が行うものとする。ただし、開発道路及び位置指定道路の分筆登記については、この

限りでない。

(寄附受納通知)

第9条 市長は、所有権移転登記完了後、寄附を受け入れた旨を寄附受納通知書（様式第6号）により申出者に通知するものとする。

(寄附受入用地の管理)

第10条 市長は、私道等の寄附を受け入れた後、当分の期間、寄附受入時と同様な形態で管理するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市における私道等の寄附受入に関する要綱（平成4年深谷市告示第70号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月14日告示第60号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日告示第279号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年8月31日告示第234号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第109号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市における私道等の寄附受入れに関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)